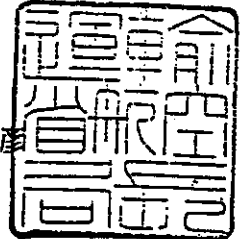


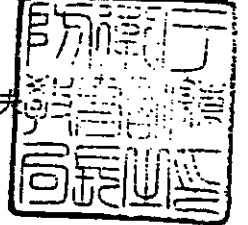
空計第 47号
教教第3648号
空計第 30号
平成5年6月21日

静浜飛行場等との関係における静岡空港の計画に関する覚書

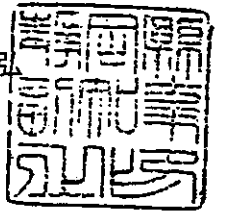
運輸省航空局長 松尾 道彦



防衛庁教育訓練局長 諸富 増夫



静岡県副知事 二橋 正弘



運輸省、防衛庁及び静岡県は、静岡空港の榛原・島田地区への建設に当たり、静岡空港及び静浜飛行場の周辺空域における航空交通の安全の確保、静浜飛行場における飛行訓練の量及び質の維持並びに静岡空港の空港機能の発揮を図るため、下記の調整方策を実施することに合意する。

記

1. 静岡空港の滑走路方位

静岡空港の滑走路は、静岡空港へのILS最終進入経路が大井川河口部において右岸を通過することとなるよう、別図1のとおり計画する。

2. 静浜飛行場の場周経路

- (1) 静岡空港の開港に伴い、静浜飛行場の場周経路は滑走路の北側へ移設する。
- (2) 場周経路の北側移設に伴い必要となる地元調整は、防衛庁と連携を図りつつ、静岡県が責任をもって行う。

3. 静岡空港に係る管制方式及び運航方式

- (1) 静岡空港について、別図2のとおり、管制圏を設定し、飛行場管制業務を実施するとともに、これに伴い静浜管制圏の範囲を変更する。
- (2) 静岡空港及び静浜飛行場の周辺空域において、進入管制区を設定するとともに、航空交通の安全と静浜飛行場における飛行訓練の円滑な実施を確保するため、ターミナルレーダー管制業務（VFR機に対するレーダーアドバイザー業務を含む。）を実施する。
- (3) 静岡空港に係る進入方式は、ILS進入方式及びVOR進入方式とする。
- (4) 静岡空港に係る出発進入方式は、NO4訓練空域及びK訓練空域に影響を与えないよう設定するとともに、静浜飛行場の訓練機の飛行訓練及び浜松進入管制区における飛行訓練に極力、影響を与えないよう設定するものとする。
- (5) 上記(1)～(4)の実施に係る細目については、運輸省と防衛庁が協議する。

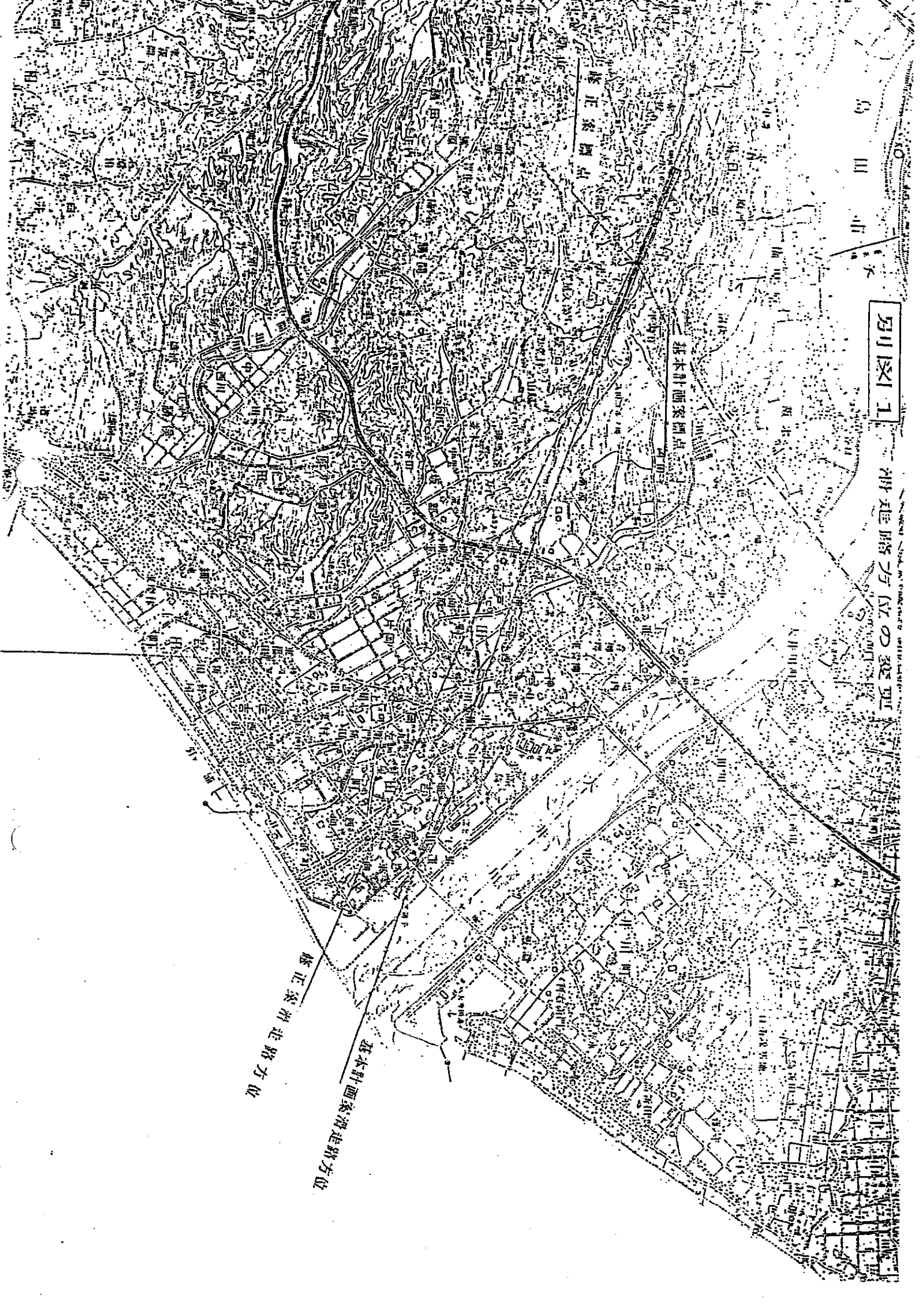
4. その他

- (1) 防衛庁及び静岡県は、静浜飛行場における訓練の量及び質の維持を図るために必要があると認められる場合には、静岡空港への乗り入れ便数、日時等について調整するものとする。
- (2) 静岡空港への小型機の離着陸機が、静浜飛行場等における飛行訓練の円滑な実施に支障を与えるおそれがあると認められる場合には、三者で協議の上、静岡県が責任をもって有効な制限方策を講じるものとする。
- (3) 静岡県は、航空自衛隊が静岡空港を、緊急時に代替飛行場として使用する等、公共用飛行場の通常の運用の範囲内で、便宜を図るものとする。
- (4) 調整方策の実施に係る細目については、引き続き三者で協議する。
- (5) 静岡空港及び静浜飛行場の周辺空域における航空交通の変化、静岡空港の使用状況の変化、静浜飛行場における訓練形態の変更その他の事情により、将来において、周辺空域における航空交通の安全の確保、静浜飛行場における飛行訓練の量及び質の維持又は静岡空港の空港機能の発揮に支障が生ずるおそれがある場合には、三者で協議の上、適正な対策を講じるものとする。

鳥 田 市

別図1

辨 走 路 方 位 の 變 更



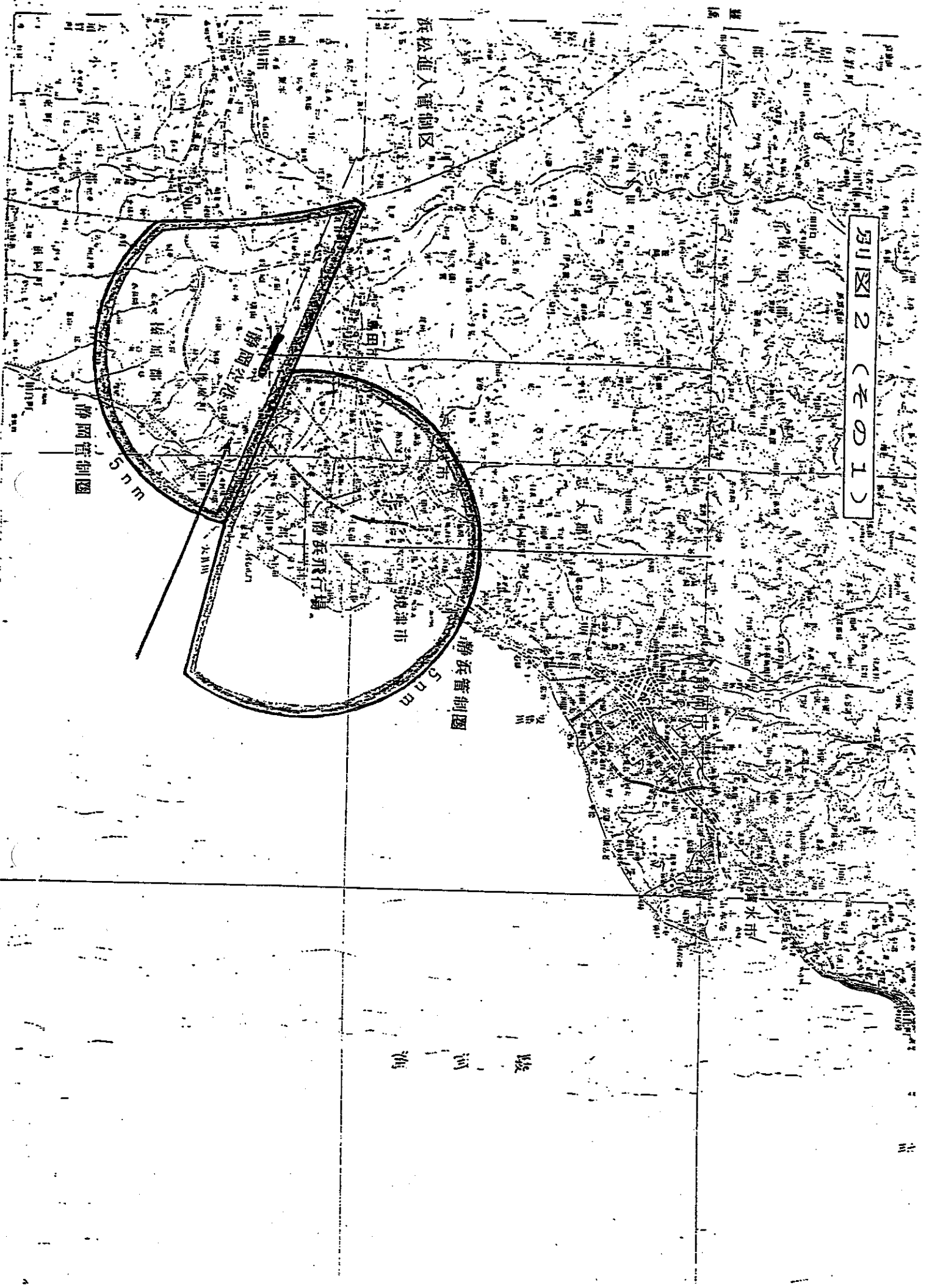
修正案辨走路方位

基本計画案辨走路方位

修正案辨走路方位

基本計画案辨走路方位

別図 2 (その1)



別図 2 (その 2)



静岡管制区

I.L.S. 最終進入区域

静岡飛行場

静岡市